

国勢調査ニュース

平成 27 年  
国勢調査のお知らせ

～日本の人口や世帯の実態を明らかに～  
10月1日現在で、「平成27年国勢調査」を実施します。国勢調査は、日本国内に住んでいるすべての人を対象として実施されます。日本の人口や世帯の実態を明らかにする目的で統計法に基づき5年ごとに実施され、大正9年の第1回調査から数えて20回目になります。国勢調査の結果は、国・地方公共団体の各種計画や施策の基礎資料として利用されるほか、国民が国や地域社会の実態を知るため、社会経済の実態や動向に関する研究・教育に広く利用されています。

調査員が、9月上旬からお宅を訪問し、調査書類を配布します。なお、今回から事前にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯に調査票を配布します。調査票の回答内容は統計法に基づき目的以外に使用することは、固く禁止されています。調査へのご協力をお願いします。



▶インターネット回答

9月10日(木)～20日(日)  
パソコンやスマートフォンで回答することができます。

※9月10日(木)～12日(土)にインターネット回答用IDを配布します。

▶調査票による回答

10月1日(木)～7日(水)  
紙の調査票で回答してください。

※9月26日(土)～30日(火)にインターネット回答がなかった世帯には調査員が調査票を配布します。

問 政策経営課(千代田庁舎)

戦没者等のご遺族の皆さんへ  
第十回特別弔慰金が支給されます

▶特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▶支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶支給内容

額面 25万円、5年償還の記名国債

▶請求期限

平成30年4月2日  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

▶請求窓口

社会福祉課(千代田庁舎)

問 社会福祉課(千代田庁舎)

ホームページを開設しました!



市の魅力あふれるお礼の品を取りそろえ受付中

ふるさと応援寄附のご案内



～あなたの応援で かすみがうらへの 想いが伝わる～ ホームページのQRコード

**か** すみがうら市の魅力あふれる特産品お礼の品の中から、寄附金額に応じて、お好みの品を選べるようになりました。(市内・市外問いません)皆さんからの心温まる寄附は、まちづくりに関する事業に活用させていただきます。市総合計画に掲げる将来都市像「きりぎりしいいきいきかすみあいの育む豊かなめぐみ野」の実現を目指します。ぜひ、ふるさと応援寄附(ふるさと納税)で、当市のまちづくりを応援してください。

**ふるさと応援寄附(ふるさと納税)とは?**  
生まれ育ったふるさとや貢献・応援したい自治体に「寄附」をする制度です。市は、ふるさと応援寄附と称し、平成20年6月から取り組んでいます。出身地や以前にお住まいになっていたかどうかなどに限らず受け付けています。また、かすみがうら市民の方からの寄附も対象です。

**ふるさと応援寄附(ふるさと納税)の申込み**  
市ホームページのふるさと応援寄附専用WEBサイトからお申し込み、または寄附申込書(ホームページからダウンロード)によりお申し込みができます。また、クレジット

トカードを利用してふるさと応援寄附(ふるさと納税)ができるようになります。なお、クレジットカードによる寄附は、インターネットからのお申し込みに限ります。

**お礼の品の贈呈**  
寄附をいただいた方には、当市の魅力あふれるお礼の品をお届けします。寄附金額に応じて、お好みの品を選んでください。

**寄附金控除の概要**  
寄附金のうち2千円を超える部分については、所得税と個人住民税から一定の控除を受けることができます。また、平成27年4月1日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、寄附をする者が寄附先の自治体に申請することにより、寄附先の自治体が、寄附をした者の住所がある市町村に控除申請を代行することで、個人住民税の控除を受けることができる制度です。詳しくは、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

問 政策経営課(千代田庁舎)



ふるさと納税ポータルサイトQRコード